

第105回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】－1 郵便局の高齢者みまもり訪問サービス事業について

郵便局の高齢者みまもり訪問サービス事業が今後無くなるかもしれないと聞いた。利用者が少ないとのことだったが、使いたいので残してほしい。

⇒【村長コメント】

今年度は少なくとも実施する。来年度以降は未定だが、いずれにしても、住民の方々が利用しているサービスは、急にやめて、混乱したり不安になったりすることのないように対応する。

【1】－2 区画整理事業の清算金について

中央土地区画整理事業による清算金がどの程度の額になるのか知りたい。

⇒【村長コメント】

中央地区はまだ造成も終わってないから、総事業費が確定していない。総事業費が確定しないと、具体的な清算金額は出せない。個別の額は出せないが、区画整理課と相談すると良い。同じような悩みを持つ人も多いだろうから、清算金の制度や、具体的な清算額がいつになれば計算できるのかなどが分かるお知らせを作れないか、担当課に検討するよう話をしておく。

⇒【区画整理課コメント】

本人宅を訪問し、清算金について説明を行いました。

区画整理事業では、毎年5月ごろ「事業のお知らせ」にて清算金についての資料を送付しています。事業においては、土地の所有者から土地を提供（減歩）してもらい、道路や公園などの公共用地に充てています。清算金は、従前の土地と換地後の土地の評価に生じた不均衡を解消するためのもので、従前の土地と換地後それぞれの評価を比較し、従前の土地のほうが大きければ交付、小さければ徴収となります。清算することで、従前の土地と換地後が同評価となります。今回の土地は減歩がないため、清算金が徴収となります。

清算金については、換地処分通知で関係権利者に通知します。金額は換地計画後に決定するため、現時点で具体的な数字を出すことはできません。減歩の割合により、人によっては数十万から数百万となる場合があります。

こちらから訪問して説明することもできますので、希望があれば区画整理課へご連絡ください。

【1】－3 遺品の取扱いについて

従軍していた亡くなった父の遺品が海外から外務省経由で返却されるとの連絡が弟に来た。その進捗が知りたい。

⇒【村長コメント】

遺品の受取の進捗と手続について確認し、担当課から連絡する。

⇒【地域福祉課コメント】

進捗と手続について、本人へ連絡済みです。

【2】 学童クラブの設立について

学童クラブを4月に設立するため、子育て支援課とやり取りをしているが、対応が遅い。早く設立の手続を進めたい。書類などに一部不足がある状況であっても、補助金の該当になるかどうか

ど、メールだけではなく、直接会って相談しながら進めたいのに、なかなか会ってもらえない。

⇒【村長コメント】

事業の確実性や実行可能性、補助金の該当になるかを確認するため、担当課では資料を求めているのだと思う。早急に直接会って話しをするよう、担当課に伝え、連絡させる。今そろえた資料で何が足りないのか、また、再度考えるべきことがあれば、伝えるようにする。

⇒【子育て支援課コメント】

6月20日に本人と面会の上、学童クラブの事業計画書等を確認しました。

【3】－1 デマンドタクシーの利用時間について

デマンドタクシーの利用時間を1時間延ばし、18時まで利用できるようにしてほしい。

⇒【村長コメント】

村では、利用者やタクシー業者、行政、その他関係者も入った地域公共交通会議を定期的に関き、デマンドタクシーの運用について話し合い、決めている。そこで利用時間延長の議論があるかを確認し、そういった声が上がってくれば、検討する。

【3】－2 道路のカーブミラーの設置について

新たにアパートなどの建物が立ち、見通しが悪くなったT字路がある。車にひかれそうになった人もいと聞く。カーブミラーを設置してほしい。常会には加入していない。

⇒【村長コメント】

カーブミラーの設置は自治会から要望してもらっている。まず、自治会長に、他にも同じ意見が上がっていないか、連絡して確認する。意見が上がっていれば、候補地の一つとして自治会長から設置の要望を出してもらえるように伝える。

⇒【道路整備課コメント】

ご意見のありました当該箇所のカーブミラー設置につきましては、令和5年6月時点で自治会長に確認したところ、同じ要望は上がってきておりません。現在、カーブミラー設置に関しましては、地域をよくご存じの自治会からの要望による受付としております。予算の制限もあり、村内全域の要望箇所すべてに設置することは難しく、自治会からの要望を設置候補箇所としております。カーブミラーの設置を希望される場合には、近隣にお住いの班長さん等を通して自治会要望を提出していただくようお願いいたします。

【4】 いじめ対策に対する教職員の負荷の多さとそのサポート体制の強化について

学校でいじめが起こった際、先生はがんばってくれているが、通常の授業などに加えて対応するため負荷が多く、対応が遅れてしまう。いじめられた子供へのサポートはあるが、いじめられた子供が再び同じ教室で学ぶことができるように、加害児童への指導やサポートが必要だ。カウンセラーの派遣など、教育体制の強化をしてほしい。同じことが繰り返されないことにフォーカスをあててもらいたい。

⇒【村長コメント】

学校でできることはやっているが、先生だけでは対応しきれず、時間がかかってしまったのだと思う。対応に時間がかかるほど被害児童が教室に戻りづらくなる。また、教室に戻るためには、先生がいない時に教室を見守る大人が必要だ。加害児童への指導は、義務教育の中で社会性の育成の一環として取り組まなければならない課題だと思っている。教育委員会でも状況は把握していると思うので、確認し対応する。

⇒【指導室コメント】

本村の小中学校におきましては、いじめ問題に対し、学校や教育委員会が連携しながら、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

しかしながら、「ひやかし」や「からかい」などのいじめは、依然として認知されており、学校では、いじめを認知した場合、被害者側、加害者側双方から話を聴き、早期解決に向け、丁寧に児童生徒や保護者への指導、支援を行っているところです。教育委員会といたしましては、加害者側も被害者側も安心して学校生活を送ることができるよう、6か月の経過観察を行っており、6か月間、いじめ等の行為がなくなって始めて、「いじめが解消した」と捉えることとしております。

そのため、いじめが解消するまで、いじめに対する事実確認や保護者への説明、6か月間の児童生徒のサポート等に多くの時間が必要となり、それにともない、教職員の負担も増加するといった課題も出てきます。

そのような課題を解決するため、県や村が雇用しているスクールカウンセラーの活用に加え、県の事業であります「茨城県いじめ解消サポーター派遣」等を活用し、各分野の専門家（警察官OB、心理関係者、福祉関係者など）によるサポートを行っていきたいと考えております。

また、村内小中学校では、道徳や特別活動を中心とした学校教育活動全体において、いじめの未然防止、いじめ撲滅に向けた教育活動を展開して参ります。